

第7回福山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
議事次第

日時：2020年（令和2年）4月10日 15:30～
場所：福山市役所 6階 60会議室

1 開 会

2 報告事項

(1) 国，県の動向について

(2) 本市の対応について

(3) 市内での感染者の発生状況について

3 協議事項

(1) 広島県知事，広島市長，呉市長との4者Web会議を踏まえた対応について
資料（別紙）新型コロナウイルス感染症対策に関する会議（県知事及び保健所設置市長 Web 会議）

(2) その他

4 閉 会

第7回福山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 席次表

日時 2020年(令和2年)4月10日 15:30～

場所 福山市役所6階 60会議室

（中
副島
本副
部市
長長
）長
○

（市
本
部
長
）長
○

（保
感健
染症
対所
策監
）長
○

（杉
副野
本副
部市
長長
）長
○

福山市立大学長 ○

保健福祉局長 ○

総務局長 ○

総務部参与
(危機管理(安心・安全)担当) ○

市民局長 ○

経済環境局長 ○

経済環境局参事 ○

○ 教育長

○ 教育次長

○ 市長公室長

○ 建設局長

○ 建設局参事

○ 上下水道局経営管理部長

○ 市民病院管理部長

○ 消防局長

2 報告事項

(1) 国、県の動向について

■新型コロナウイルス感染症（国内事例）の状況（累積）（無症状病原体保有者を除く）（単位：人）

2020年（令和2年）4月9日12時現在

No	都道府県名	PCR検査陽性者	対前日比	現在は入院等	退院者	死亡者
1	東京都	1,347	144	1272	57	18
2	大阪府	525	43	403	116	6
3	神奈川県	327	48	284	37	6
4	千葉県	317	33	284	32	1
5	愛知県	278	20	205	52	21
6	埼玉県	242	33	215	23	4
7	兵庫県	216	0	151	53	12
8	北海道	208	10	53	146	9
9	福岡県	161	25	154	7	0
10	京都府	149	10	126	23	0
11	茨城県	77	0	71	4	2
12	岐阜県	69	18	65	3	1
13	福井県	67	10	64	1	2
14	石川県	66	15	61	5	0
15	大分県	41	9	33	8	0
16	新潟県	37	3	19	18	0
17	高知県	37	1	25	12	0
18	宮城県	34	7	33	1	0
19	沖縄県	32	5	29	3	0
20	奈良県	30	2	22	8	0
21	福島県	29	5	28	1	0
22	和歌山県	29	1	13	15	1
23	群馬県	29	0	26	2	1
24	愛媛県	25	2	20	4	1
25	滋賀県	24	6	21	3	0
26	広島県	23	4	22	1	0
27	熊本県	23	2	20	3	0
28	山梨県	22	3	20	2	0
29	山形県	22	3	22	0	0
30	栃木県	21	6	16	5	0
31	長野県	19	5	16	3	0
32	山口県	17	4	14	3	0
33	静岡県	15	5	12	3	0
34	岡山県	15	3	15	0	0
35	富山県	14	2	14	0	0
36	三重県	13	0	8	5	0
37	宮崎県	12	5	9	3	0
38	長崎県	12	3	10	2	0
39	青森県	12	1	12	0	0
40	佐賀県	11	2	10	1	0
41	秋田県	11	0	9	2	0
42	香川県	3	1	3	0	0
43	徳島県	3	0	2	1	0
44	鹿児島県	3	0	3	0	0
	総計	4,667	499	3,914	668	85

■ 国の対応状況

- 1月28日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令公布（2/1施行）
- 1月30日 対策本部設置
- 1月30日 第1回対策本部会議（～4/7 第27回）
- 2月13日 緊急対応策取りまとめ
- 2月16日 第1回専門家会議（～4/1 第10回）
- 2月17日 「相談・受診の目安」公表
- 2月20日 「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」公表
- 2月25日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」決定
- 2月26日 全国的なイベント等の中止等の対応要請
- 2月27日 小中学校・高等学校等の一斉臨時休業要請
- 3月10日 緊急対応策（第2弾）取りまとめ
- 3月10日 全国的なイベント等の中止等の対応継続要請（10日間程度）
- 3月14日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律施行（特措法の規定を新型コロナウイルス感染症に適用）
- 3月18日 「生活不安に対応するための緊急措置」決定
- 3月19日 専門家会議による「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」
- 3月24日 学校再開ガイドライン，
臨時休業の実施に関するガイドライン（4/1改定）
- 3月26日 特措法に基づく政府対策本部の設置
- 3月28日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」決定
- 3月31日 49か国・地域について，感染症危険情報レベルをレベル3へ引き上げ
- 4月1日 専門家会議による「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」
- 4月7日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
- 4月7日 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」閣議決定
- 4月7日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」発出
（対象区域：東京都，神奈川県，埼玉県，千葉県，大阪府，兵庫県，福岡県）

■ 県の対応状況

- 1月29日 特別警戒本部設置
- 1月29日 第1回特別警戒本部員会議（～3/30 第7回）
- 1月29日 県民向け相談窓口設置
- 1月30日 特別警戒本部を「非常体制」に移行
- 2月26日 県主催イベント等の取扱いを決定
- 2月28日 県立小中学校・高等学校等の一斉臨時休業を決定
- 3月4日 広島県新型コロナウイルス感染症対策行動計画（骨子案）を作成
- 3月6日 県内（広島市）で1例目の感染を確認（4/9現在 計25例の感染を確認）
- 3月16日 広島県新型コロナウイルス感染症対策実施要領策定
- 3月25日 新型コロナウイルス感染症専門家委員会
- 3月26日 特措法に基づく県対策本部の設置
- 4月9日 新型コロナウイルス感染症専門家委員会
- 4月10日 県内保健所設置市との新型コロナウイルス感染症対策に関する会議（WEB会議）

県内発生状況 (2020/4/9現在)	広島県内	うち福山市
	25例	5例

(2) 本市の対応について

2020年(令和2年)4月9日14時現在

1 実施体制等

1月29日	福山市警戒本部設置(本部長:保健所長)
1月30日	第1回警戒会議(以降、毎週局長級会議で情報共有)
2月24日	福山市新型コロナウイルス感染症特別警戒本部設置(本部長:杉野副市長)
2月24日	第1回特別警戒本部会議 ~ 第2回(2/27), 第3回(2/28), 第4回(3/5)
3月7日	福山市新型コロナウイルス感染症対策本部設置(本部長:枝廣市長)
3月7日	第1回対策本部会議 ~ 第2回(3/14), 第3回(3/26), 第4回(3/31), 第5回(4/6)
4月7日	特別措置法に基づく福山市新型コロナウイルス感染症対策本部設置(本部長:枝廣市長)
4月8日	第6回対策本部会議
4月8日	対策本部に感染症対策監設置

2 市内での感染者の状況

(単位:人)

感染者数	入院中			死亡	退院
	入院中	軽症・中等症	重症		
5	5	4	1	0	0

3 市民及び関係機関等への情報提供

ア 国・県と連携して広範な情報収集を行うとともに、市民及び医療分野を始めすべての関係者に対し迅速に的確な情報提供を行い、冷静な対応を求める。

イ 手洗いやうがい、マスク着用を含めた咳エチケットの徹底など、自らができる感染症対策の励行を呼び掛ける。

- ・ 市ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する情報」掲載(1月17日~)
- ・ 各部署から市民及び関係機関等へ適宜情報提供
 - ※ 保育所、学校(幼・小・中・高・大)、社会福祉施設等、市内事業所、外国人支援団体ほか
 - ※ 必要な情報が対象者へ正確に伝わるよう配慮(障がいがある方、外国人など)

4 相談・受診等

(1) 相談窓口

1月29日	相談窓口の設置
2月12日	相談窓口の機能強化(24時間体制(夜間休日はコールセンター対応))
3月9日	相談窓口の機能強化(回線増設, 多職種対応)(3/7第1回対策本部会議決定)
4月3日	相談窓口の機能強化(回線増設)

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口(24時間対応)
084-928-1350

(2) 相談・検査の状況

- ・ 相談件数(1月29日~4月5日) 3,599件
- ・ 検査件数(1月30日~4月8日) 231件(陽性5件)

(3) 相談・受診の目安(2月17日厚生労働省通知)

- 次の**いずれか**に該当する方は、相談窓口に相談していただく。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様)
 - ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
- 次のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には相談窓口に相談していただく。
 - ・ 高齢者
 - ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ※ 妊婦の方についても、念のため重症化しやすい方と同様に、早めに相談していただく。

(4) 相談~受診等の流れ

- ① 相談内容について詳細な聞き取りを行い、必要に応じて医療機関への受診調整を行う。
- ② 感染が疑われる場合は、感染症指定医療機関に受診誘導する。
 - ※ 自力で受診できない場合は、市が移送する。
- ③ 検査の結果、感染が確定した場合は、感染症法による入院となる。
 - ※ 保健所は積極的疫学調査を行い、接触者の健康観察を行う。

5 感染拡大防止に向けた対策

国内における感染拡大の状況を踏まえ、感染防止策を以下のとおり講じています。市民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

(1) ア 市主催イベントの対応について（3月7日改正）（3/7第1回対策本部会議決定）

区分		講演会、シンポジウム、研修会、各種イベント				
		市外から参加があるもの	広く市民を対象とするもの		特定地域の市民を対象とするもの	
			屋内	屋外	屋内	屋外
県内発生	本市(隣接市町を含む)未発生かつ県内でまん延していない場合	原則、延期又は中止				
	本市(隣接市町を含む)で発生した場合または県内でまん延している場合					対象者が特定でき、 万全な感染防止対策が講じられる場合には実施可

※「原則、延期又は中止」の区分であっても、実施時期の変更ができない場合については、個別に可否を整理する。
(卒業式、入学式、資格試験等)

【感染防止対策の具体】

<p>○保健衛生上の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用などの咳エチケット、手洗いなど ・会場へのアルコール消毒液等の設置 ・体調不良者の参加自粛のお願い ・会場の換気 ・終了後の消毒 	<p>○イベント運営上の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催規模の制限(参加人数) ・開催場所の見直し(屋内・外、換気の状態) ・開催時間の対策(同一空間での滞在期間) ・プログラム内容の見直し(距離や接触)
---	---

イ 市民の皆さまへ（イベント等について）

○ 公の施設の使用料の返還について

「市主催イベントの対応について」を受け、イベント等を中止した場合の公の施設の使用料を全額返還
※ 2月24日から当面3月31日までの公の施設の使用について適用（3/5第4回特別警戒本部会議決定）

上記適用期間を延長（当分の間）

○ お花見の宴会の自粛について（3/5第4回特別警戒本部会議決定）

福山城公園など、市内各所の桜の名所においては、お花見時期は混雑が予想されることから、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、飲食を伴う宴会等を控えていただくようお願いする。
散策しながらお花見を楽しむ場合でも、咳エチケットの徹底等、感染拡大防止に協力をお願いする。

(2) 学校の対応について

ア 市立小・中・義務教育学校、高等学校

○ 福山市内で患者が発生した場合の対応（3/31対策本部・市教委決定）

- ・ 児童生徒、教職員及びその家族以外…通常通りとする。
- ・ 感染者が児童生徒、教職員の家族 …濃厚接触者となる児童生徒、教職員は出席（出勤）停止とする
- ・ 感染者が児童生徒、教職員本人 …当該児童生徒、教職員は出席（出勤）停止とする。
個々の状況に応じ、学級閉鎖又は臨時休業とする。

○ 卒業式・卒園式の対応（2/27第2回特別警戒本部会議を経て市教委決定）

- ・ 感染拡大防止措置を講じ実施する。
- ・ 参加者制限（原則、卒業生・保護者・教職員のみ）、対人スペース確保、時間短縮等を行う。

○ 一斉臨時休業の実施（3月2日から春休みまで）（特別警戒本部・市教委決定）

- ・ 国の要請を受け、市内全ての小中学校、義務教育学校、福山市立中・高等学校を臨時休業する。
- ・ 仕事などで対応が困難な家庭の子どもは、学校で受入れを行う。
- ・ 放課後児童クラブ、保育所、幼稚園、放課後等デイサービスは通常利用とする。
- ・ 企業、事業所等へ、従業員の休暇取得等について格段の配慮を要請する。

○ 市立学校の再開に係る対応（4月6日から）（3/31対策本部・市教委決定）

- ・ 国の通知及び県教育委員会通知を踏まえ、福山市立学校の教育活動を再開する。
- ・ 再開に当たっては、3つの密を避ける取組を徹底する。
- ・ 一斉休業に伴う未実施授業について、次の3つの取組を組み合わせ対応する。
①新年度教育課程内で学習、②新たな時間を設けて学習、③家庭での学習（宿題）

○ 市立学校の再開に係る対応（4/6市教委追加決定事項）

- ・ 始業式では、原則体育館に児童生徒を集めない。
- ・ 中学校の部活動は、4月19日まで活動再開を延期する。
- ・ 入学式では、発熱等風邪症状のある方及び2週間以内に、東京都、神奈川県、大阪府、福岡県に訪問された方には参加を遠慮いただく。

イ 福山市立大学

- 授業開始日の繰り下げ
 - ・ 授業開始日を4月9日から4月13日に繰り下げる。

(3) 公共施設の利用制限等

- 当面3月2日から3月15日までの取扱い(2/28第3回特別警戒本部会議決定)
 - ・ 休館：老人福祉センター(5施設)、ふれあいプラザ(32施設)(重症化が懸念される高齢者の感染防止)
 - ・ 利用制限：図書館(7施設)(予約貸出、返却のみとし滞在時間を制限)
- 当面3月9日から3月15日までの取扱い(3/7第1回対策本部会議決定)
 - ・ 休館：ふれ愛ランド(濃厚接触リスクが高い場所における感染防止対策)
 - ・ 利用制限：スポーツ施設(4施設)(トレーニングルームの利用中止)

上記施設の休館又は利用制限の期間を、当面3月31日まで延長(この期間中にオープンする「エフピコアリーナふくやま」についても、3月31日まで利用制限(トレーニングルームの利用中止))

- 上記施設(※)の休館又は利用制限の期間を、更に延長(当分の間)(3/26第3回対策本部会議決定)
※ただし、スポーツ施設(4施設)のうち福山体育館は、3月31日をもって閉館

(4) ネウボラ相談窓口「あのね」の対応(3月2日以降)(2/28第3回特別警戒本部会議決定)

通常の窓口対応に加え、継続相談や妊娠後期の相談の際に来所せず相談できるよう、対象者へ電話相談又は訪問相談を実施する。

(5) 社会福祉施設等への対応

- **国通知に基づき、感染防止対策の徹底のための必要な情報提供及び助言指導を適宜実施。**
 - ・ 利用者の体調管理及び健康状態把握の徹底、体調不良者の利用制限、医療等へのつなぎ
 - ・ 従事職員の体調管理及び健康状態把握の徹底、体調不良者の従事制限
 - ・ 面会の制限/業者を含む全ての関係者の健康状態把握及び体調不良者の入館等の制限
 - ・ 人員基準等について、必要に応じ柔軟な取扱い

(6) その他市業務全般での対応

- ・ 市の業務での会議・研修・出張等について、必要性を再検討
- ・ 毎朝の検温など職員の健康観察の徹底
- ・ 福山市業務継続計画(BCP計画)の見直し

6 市民・事業者に対する支援

- 「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策(福山市)」(3/14第2回対策本部会議決定)
次の5項目に分類の上取りまとめました。
 - ・ 感染拡大防止策と医療提供体制の整備
 - ・ 学校の臨時休業に伴う対応
 - ・ 事業活動の縮小等に対する支援(事業者向け)
 - ・ 収入減少に対する支援(個人向け)
 - ・ 行政手続等に関する特別な措置

- 相談窓口の設置
 - ・ 休業や失業で生活資金にお困りの方に対する生活福祉資金貸付の相談窓口を設置(3月25日から)
 - ・ 事業者向け相談窓口を設置(4月8日から)(3/31第4回対策本部会議報告)

(3) 市内での感染者の発生状況について

2020/4/9 14:00現在

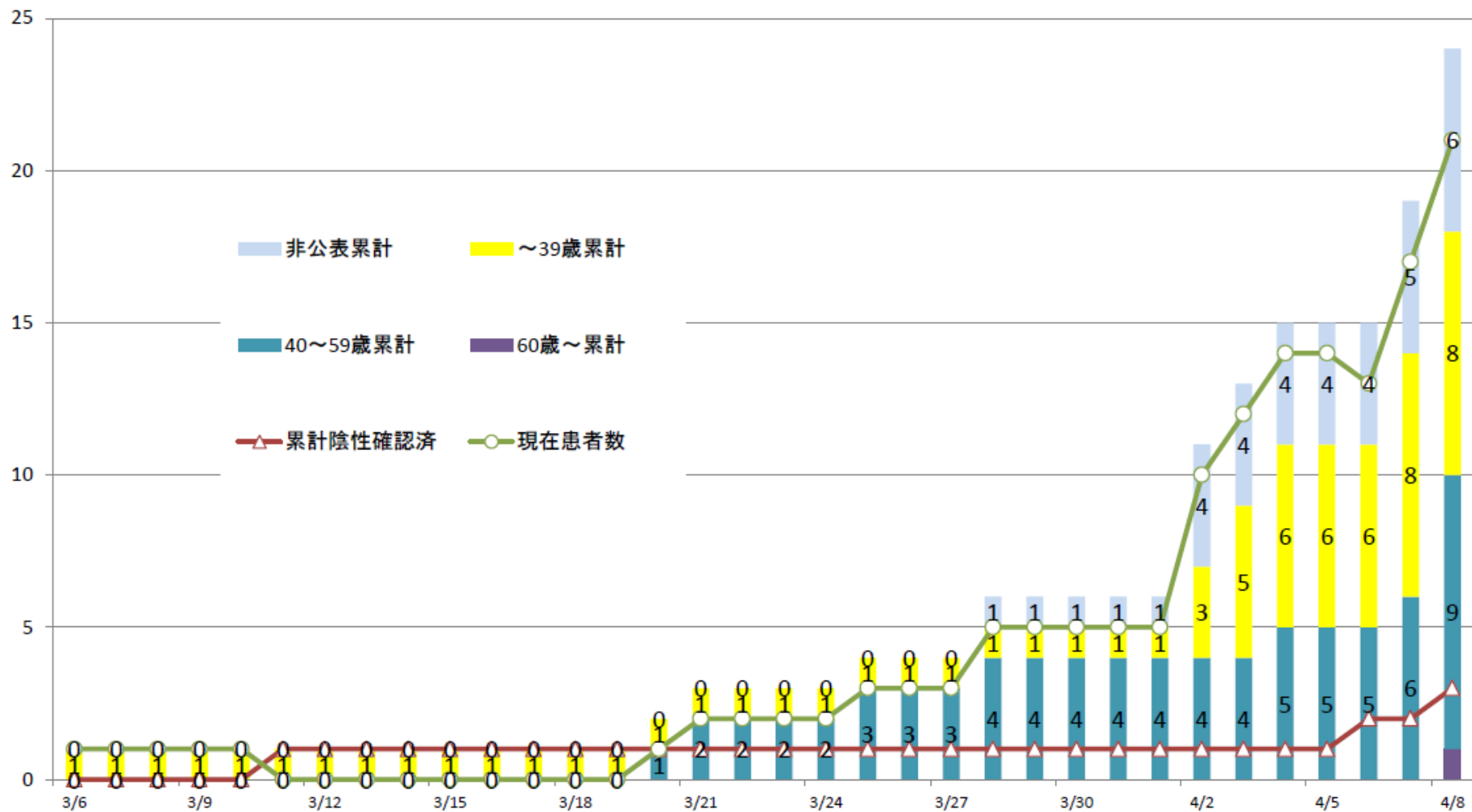
感染者数	入院中		死亡	退院	
	軽症・中等症	重症			
5	5	4	1	0	0

例目	確認日	年代	性別	状況	その他
1	4月2日	30歳代	男性	入院中	濃厚接触者3人はPCR検査で陰性を確認、健康観察中
2	4月3日	20歳代	男性	入院中	濃厚接触者1人はPCR検査で陰性を確認、健康観察中
3	4月4日	50歳代	男性	入院中	濃厚接触者2人はPCR検査で陰性を確認、健康観察中
4	4月8日	50歳代	男性	入院中	濃厚接触者1人はPCR検査実施中、その他調査中
5	4月8日	40歳代	男性	入院中	濃厚接触者1人はPCR検査実施予定、その他調査中

感染者の状況

新型コロナウイルス感染症対策に関する会議
令和2年4月10日

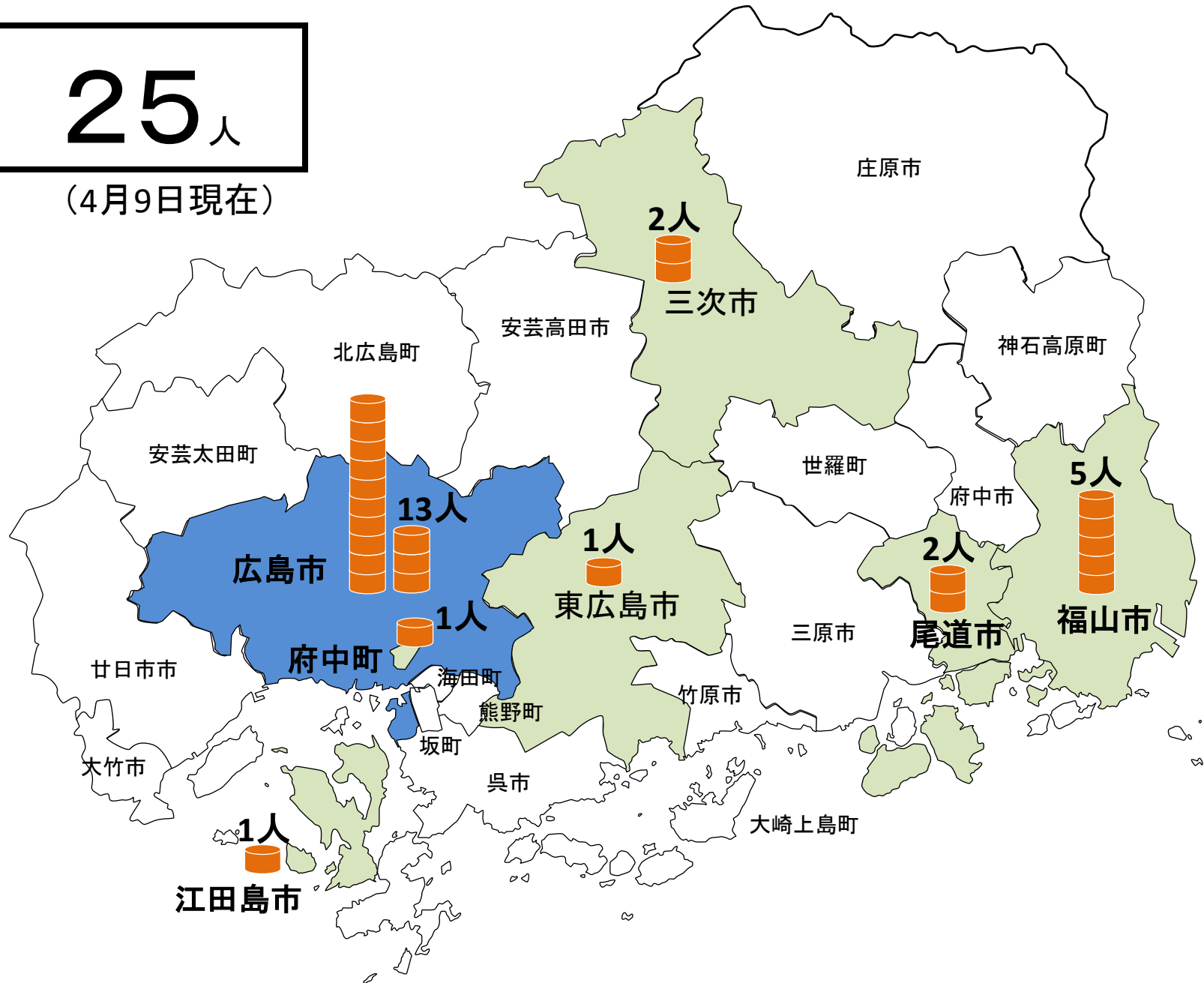
広島県における感染者状況(4月8日現在)



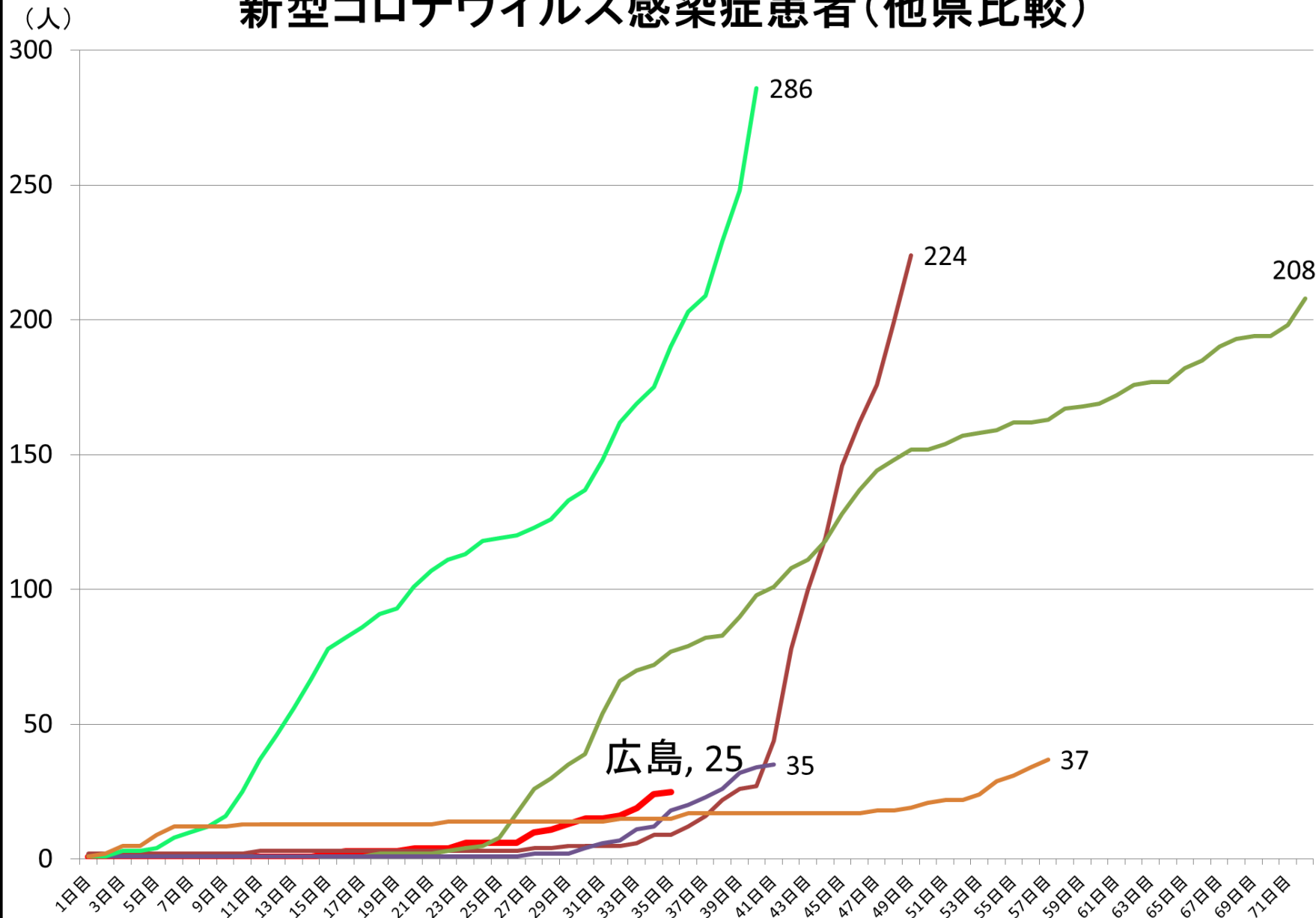
新型コロナウイルス感染症患者の状況（広島県）

25人

（4月9日現在）



新型コロナウイルス感染症患者(他県比較)



新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた確認事項

国が3月28日に示した新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針では、都道府県は、管内の市町と迅速な情報共有を行い、対策を的確かつ迅速に実施するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条に基づく総合調整を行うこととなっていることから、次の点について方針を共有し、全県一丸となって感染症の拡大防止に取り組む。

1 感染拡大防止に向けた協力・連携について

検査や医療提供に係る必要な体制整備について、協力・連携していきます。

2 情報共有について

的確かつ迅速に対応できるよう、感染症の発生の状況、患者及び感染源に関する情報などを個人情報に配慮のうえ、速やかに相互共有します。

3 積極的疫学調査について

発症者については確実に積極的疫学調査を実施するとともに、無症状病原体保有者と接触した者についての感染の有無が重大視されている状況を勘案した上で、積極的疫学調査を実施します。

令和2年4月6日

広島県知事 湯 崎 英 彦
広島市長 松 井 一 實
呉市長 新 原 芳 明
福山市長 枝 廣 直 幹

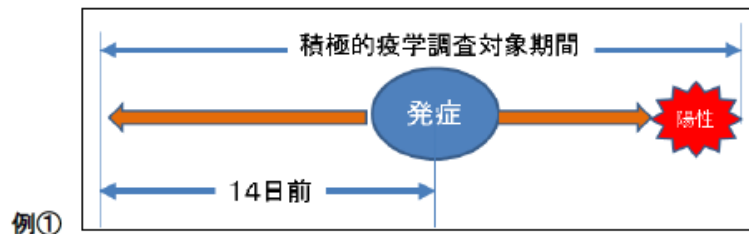
患者数が限定的な時期（県内発生早期）における

積極的疫学調査の考え方

■有症状患者の場合

- 明らかな患者との接触歴が無い場合

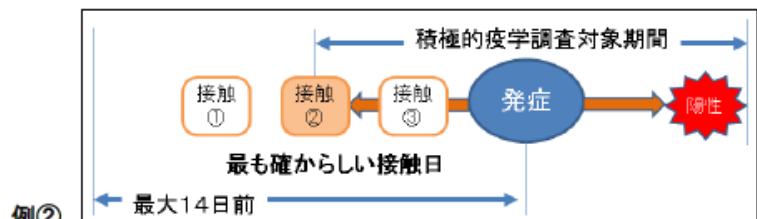
例① 発症日を起点として、
発症後及び発症前14日間の接触者について、
積極的疫学調査を実施



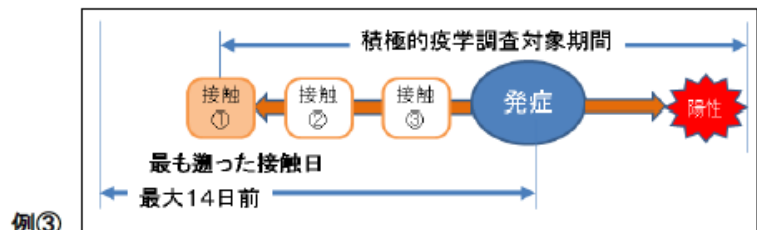
例①

- 患者との接触歴が有る場合

発症日から14日前の範囲内において、
例② 感染が最も確からしい接触日 又は
例③ 接触が複数回あり、感染の蓋然性の特定が困難な場合は、最も遡った接触日
を起点として、積極的疫学調査を実施



例②



例③

* 接触者への対応

- ・現在の健康状態（熱など風邪症状の有無、嗅覚・味覚消失も含む）を確認し、状態に応じて個別に医療機関へ受診するよう勧奨する。
- ・最終接触日から14日間の健康観察（日々の体温や風邪症状の確認）を実施するとともに、不要不急の外出の自粛を要請する。

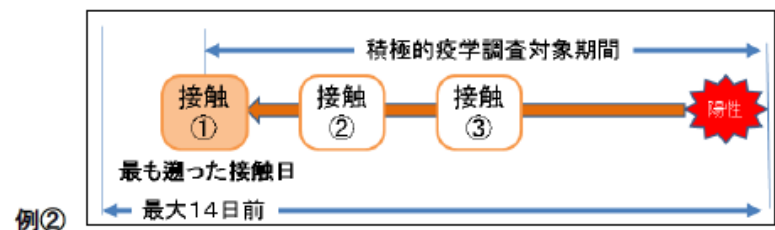
■無症状病原体保有者の場合

- 陽性判定日から14日前の範囲内において

例① 感染が最も確からしい接触日 又は
例② 接触が複数回あり、感染の蓋然性の特定が困難な場合は、最も遡った接触日
を起点として、積極的疫学調査を実施



例①



例②

* 接触者への対応

- ・現在の健康状態（熱など風邪症状の有無、嗅覚・味覚消失も含む）を確認し、状態に応じて個別に医療機関へ受診するよう勧奨する。
- ・最終接触日から14日間の健康セルフチェック（日々の体温や風邪症状の確認）と、不要不急の外出の自粛を要請する。

専門家の意見

広島県感染症専門員会議(令和2年4月9日)

- 現在は、2週間前の感染状況を見ている。現時点では、「感染確認地域」に位置付けられ、「感染拡大警戒地域」には、まだ至っていないが、非常に近い状況にある。
- しかし、感染の急拡大の兆しが見られ、2週間後にさらなる感染拡大をさせない行動変容が必要なため、外出自粛要請といった、継続的かつ具体的な強いメッセージが必要ではないか。
- 『子供は地域において、感染拡大の役割をほとんど果たしていない』との国の専門家会議の見解もあり、学校については、一斉休業までは不要と考えるが、臨時休業への準備は進める必要がある。
- ただし、数日間のうちに感染発症者が倍増するなど、感染の急拡大が明らかになった場合には、学校に関する対応を見直す必要がある。

広島県における 感染症拡大防止戦略

新型コロナウイルス感染症対策に関する会議
令和2年4月10日

1 2つの主戦略

① 検査→発見→入院等

〔調査への協力が『いのち』を救う〕

- ・ 直接的に感染者を特定することで、拡大を防止
- ・ 検査の能力に限界があることから、優先順位をつける必要があるが、積極的疫学調査を徹底的に行った上で、幅広く検査を行い、できる限り陽性者発見に努める。

② 接触の低減

〔3密を避けることが『いのち』を救う〕

- ・ 人的接触を遮断すれば、感染は止まるはずだが、経済活動、社会活動、生活上の大きな副作用を伴うことから状況に応じて適切なレベルを設定する

2 広島県としての戦略

- 戦略①が機能する間は、できるだけ徹底しながら、感染が拡大するに従って、戦略②のレベルを上げていく。
- 戦略②は、まず日常生活や社会活動、経済活動に支障がなく(不要不急)、リスクの高いものから順に自粛を要請していく。

イメージ

日常生活の必要性・支障

	活動例
低	<ul style="list-style-type: none">• 花見• 不要不急の3密活動(カラオケ, 宴会, スポーツジム等)• 不要不急の往来(感染拡大警戒地域)• テレワーク可能な業務• 出張(感染拡大警戒地域)• 学校(分散登校)• 学校(登校禁止)• 学童保育・保育園• 出勤が必要な業務• 健康維持のための個人的な運動等• 生活維持のための買い物• 医療機関受診等, 福祉サービス
中	
高	